

## 道路を守るため「特殊車両指導取締り」を実施しました

国土交通省佐伯河川国道事務所は、国道10号佐伯市内と国道57号竹田市内において、警察署と合同で特殊車両取締りを実施しました。

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値※）が車両制限令により定められています。このため、最高限度を超える車両が道路を通行する場合は、道路法に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

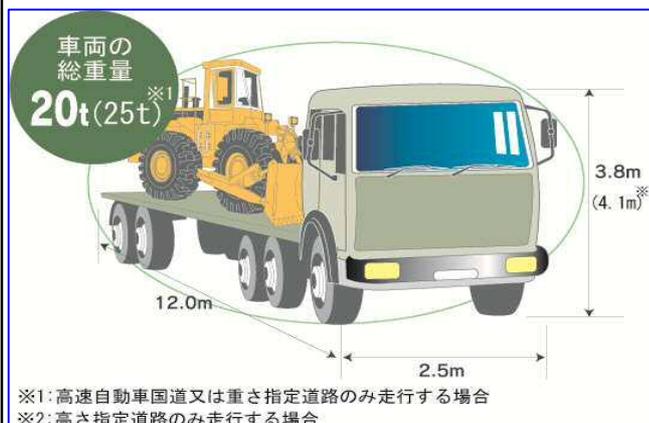
佐伯河川国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を10月中に2回実施しました。その結果、検査台数15台のうち、1台の重量超過違反を確認し指導しました。

今後も安全・安心な道路を守るため、ご理解とご協力をお願いいたします。



▲特殊車両指導取締り状況

※一般的制限値



※特殊車両を使用する業者の皆様へ  
熊本「滝室坂」の防災工事が完了したことにより、特殊車両の通行許可ルートが変更になっています。

### 【お問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所  
技術副所長 浅井 博海（あさい ひろみ）  
道路管理課長 鶴林 保彦（うばやし やすひこ）  
TEL:0972-22-1880（代表）